

静岡県訓令甲第 1 号

静岡県採用委員会事務局

静岡県採用委員会事務局処務規程（平成17年静岡県訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後																
<p>(専決)</p> <p><b>第 3 条</b> 事務局長（以下「局長」という。）及び <u>審理調整課長</u>（以下「課長」という。）は、別表に掲げるそれぞれの専決事項について専決する。</p> <p>(局長専決事項の代決)</p> <p><b>第 4 条</b> 局長が不在のときは、<u>課長</u>がその事務を代決する。</p> <p>(課長専決事項の代決)</p> <p><b>第 5 条</b> <u>課長</u>が不在のときは<u>班長</u>が、<u>課長</u>及び<u>班長</u>がともに不在のときは<u>主幹</u>が、その事務を代決する。</p> <p>(公印)</p> <p><b>第 7 条</b> <u>事務局長</u>の公印は、次のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">局長専決事項</th> <th style="text-align: center;">課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) 職員（局長及び課長を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。）</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>課長</u>に対する出張の命令</td> <td>の事務分担を定めること。</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>課長</u>に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認</td> <td>(2)～(14) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	局長専決事項	課長専決事項	(1) (略)	(1) 職員（局長及び課長を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。）	(2) <u>課長</u> に対する出張の命令	の事務分担を定めること。	(3) <u>課長</u> に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認	(2)～(14) (略)	<p>(専決)</p> <p><b>第 3 条</b> 事務局長（以下「局長」という。）及び <u>次長</u>は、別表に掲げるそれぞれの専決事項について専決する。</p> <p>(局長専決事項の代決)</p> <p><b>第 4 条</b> 局長が不在のときは、<u>次長</u>がその事務を代決する。</p> <p>(次長専決事項の代決)</p> <p><b>第 5 条</b> <u>次長</u>が不在のときは、<u>次長</u>があらかじめ指定した者がその事務を代決する。</p> <p>(公印)</p> <p><b>第 7 条</b> <u>局長</u>の公印は、次のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>別表 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">局長専決事項</th> <th style="text-align: center;">次長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(1) 職員（局長及び次長を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。）</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>次長</u>に対する出張の命令</td> <td>の事務分担を定めること。</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>次長</u>に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認</td> <td>(2)～(14) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	局長専決事項	次長専決事項	(1) (略)	(1) 職員（局長及び次長を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。）	(2) <u>次長</u> に対する出張の命令	の事務分担を定めること。	(3) <u>次長</u> に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認	(2)～(14) (略)
局長専決事項	課長専決事項																
(1) (略)	(1) 職員（局長及び課長を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。）																
(2) <u>課長</u> に対する出張の命令	の事務分担を定めること。																
(3) <u>課長</u> に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認	(2)～(14) (略)																
局長専決事項	次長専決事項																
(1) (略)	(1) 職員（局長及び次長を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。）																
(2) <u>次長</u> に対する出張の命令	の事務分担を定めること。																
(3) <u>次長</u> に対する年次有給休暇に係る時季変更並びに介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇の承認	(2)～(14) (略)																

(4) 課長に対する部分休業の承認

(5) 課長に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の勤務時間の割振り変更

(6) 課長に対する代休日の指定

(4) 次長に対する部分休業の承認

(5) 次長に対する週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の勤務時間の割振り変更

(6) 次長に対する代休日の指定

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。